



生物多様性に関するアンケート — 自然の恵みと事業活動の関係調査 —

< 2019年度調査結果 >

2 0 2 0 年 2 月

一般社団法人 日本経済団体連合会
経団連自然保護協議会
生物多様性民間参画パートナーシップ

I. 調査の概要

1. 調査目的

- (1) 愛知目標、とりわけ生物多様性の主流化に向けた、日本経済界の取組みの集大成として、2009年度と2019年度との比較調査を行うことを通じて、過去10年間にわたる取組み成果を把握し、国内外に発信する。
- (2) 2018年10月の「経団連生物多様性宣言・行動指針」の改定を踏まえ、現時点の取組み状況を把握するとともに、ポスト愛知目標に向けた課題を抽出する。
- (3) 生物多様性保全活動の先進的な企業事例等を相互に共有し、日本企業の取組みの充実・強化を図る。

2. 調査対象

- (1) 経団連企業会員(約1,400社<経団連自然保護協議会会員含む>)
- (2) 生物多様性民間参画パートナーシップ(JBBP)企業会員(約400社)

※ 2011年～2015年度までは(2)のみを対象に実施。2016年度以降、(1)も調査対象に追加。

3. 調査期間 2019年9月～11月

4. 有効回答数 340社 (うち、JBBP 企業会員 179社)

※ 2017年度調査 275社、2018年度調査 311社と、年々回答数は増加している。

(注) 本調査では、四捨五入にて比率を算定しているため、グラフ中の比率の合計が100%を超える場合もある。

回答企業に関する基礎情報

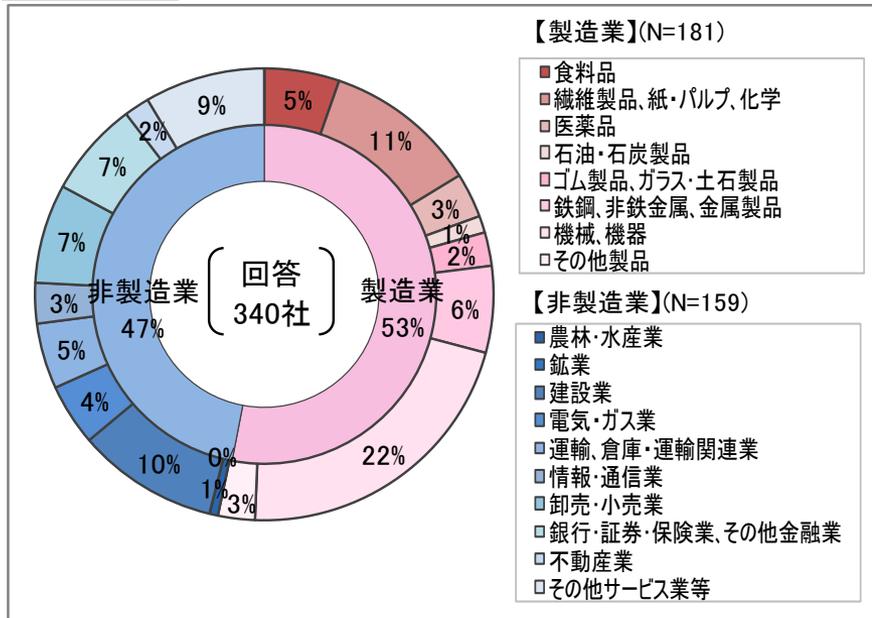
1. 回答企業340社のうち、製造業は181社(53%)、非製造業は159社(47%)

* 昨年度に比べ、製造業は21社増加、非製造業は8社増加

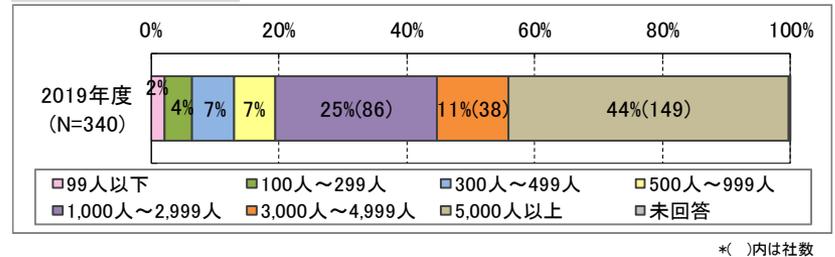
2. 回答企業の約8割が従業員1,000人以上、約9割が資本金3億円以上

* 従業員1000人未満の企業からの回答が昨年度より14社増加(52社→66社)

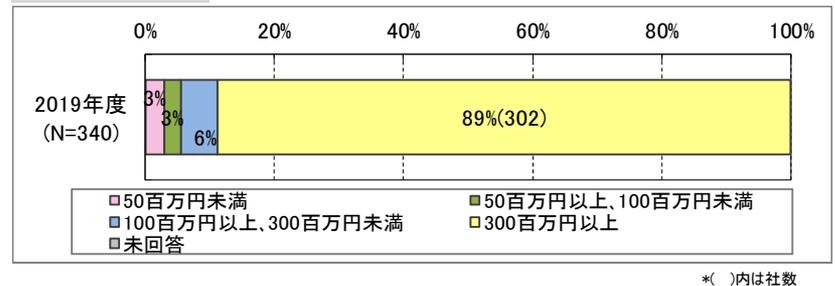
<業種>



<従業員数>



<資本金>



〔参考〕「経団連生物多様性宣言・行動指針」の改定

- 2018年10月、経団連と経団連自然保護協議会は、SDGsやパリ協定の採択を踏まえ、「経団連生物多様性宣言・行動指針」を9年ぶりに改定。経済界の取組みのさらなる深化を目指している。
- 同年12月のCBD・COP14において、日本経済界の取組みとして、アンケート結果とともに発信。「経団連生物多様性宣言・行動指針(改定版)」は、国際的にみても先進的な内容であると、高い評価を受けた。



〔経団連生物多様性宣言改定のポイント〕

- ① 「**自然共生社会の構築を通じた持続可能な社会の実現**」を目指すことで、**SDGs**の複数のゴールに貢献。**経営トップのリーダーシップの重要性**を明記。
- ② 地域の特性に応じた**ローカルな取組みを推進**するとともに、活動の対象を**グローバル・サプライチェーン**に拡大。
- ③ 「**環境統合型経営**」の推進
(気候変動や資源循環対策も含めた幅広い環境活動の事業活動への取組み)

〔経団連生物多様性宣言(改定版)の構成〕

- 1.【**経営者の責務**】 持続可能な社会の実現に向け、自然の営みと事業活動とが調和した経営を志す
- 2.【**グローバルの視点**】 生物多様性の危機に対して、グローバルな視点を持って行動する
- 3.【**自主的取組み**】 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取組む
- 4.【**環境統合型経営**】 環境統合型経営を推進する
- 5.【**自然資本を活かした地域の創生**】 自然への畏敬の念を持ち、自然資本を活用した地域の創生に貢献する
- 6.【**パートナーシップ**】 国内外の関係組織と連携・協働する
- 7.【**環境教育・人材育成**】 生物多様性を育む社会づくりに向け、環境教育・人材育成に率先して取り組む

Ⅱ. 調査結果のポイント（1）

1. 日本経済界の「生物多様性の主流化」は、愛知目標採択以前の2009年度と比べて、この10年間で大幅に進展

- ① 9割(306社)の企業経営層が「生物多様性」の言葉の意味を知っている。〔問1〕
- ② 経営方針等に「生物多様性保全」の概念を盛り込んでいる企業は75%(255社)と、10年間で1.9倍に増加(124社増)した。その他、「持続可能な利用」が2.0倍の62%(212社)、「持続可能な社会の実現」が1.7倍の86%(293社)「自然環境教育」が1.5倍の70%(237社)、「自然保護」は1.3倍の84%(286社)となった。〔問2〕
- ③ 生物多様性に関する行動指針・ガイドライン等を自社独自で作成している企業は58%(198社)と、10年間で2.3倍に増加(113社増)した。〔問3〕
- ④ ホームページや各種報告書等により、生物多様性に関する情報公開を行っている企業は74%(250社)と、10年間で1.9倍に増加(120社増)。〔問4〕
- ⑤ 生物多様性に関する活動への「資源動員(資金・人的資源等の投下)」は、国内においては、(1)本業での取り組み、(2)社会貢献活動の双方で、それぞれ6割強の企業が実施。海外では3～4割にとどまるものの、国内・海外ともに、この10年間で1.6～1.8倍に増加した。〔問7〕
- ⑥ 「生物多様性」と関連する具体的取り組みは、「環境対応商品・認証商品の採用・利用」(88%/300社)、「グリーン調達」(80%/272社)、「従業員等の関係者に対する啓発・教育」(79%/268社)を筆頭に、多岐にわたる分野で、多様な取り組みを自主的に実施している。〔問6〕
- ⑦ 2019年度は、241社の企業から710件の具体的な活動事例が報告された。これらの先進的取り組みは、SDGsの複数のゴールへの貢献に繋がっている。〔問9〕

Ⅱ. 調査結果のポイント（2）

2. 2018年10月に改定した「経団連生物多様性宣言・行動指針(改定版)」の一層の普及・浸透が課題

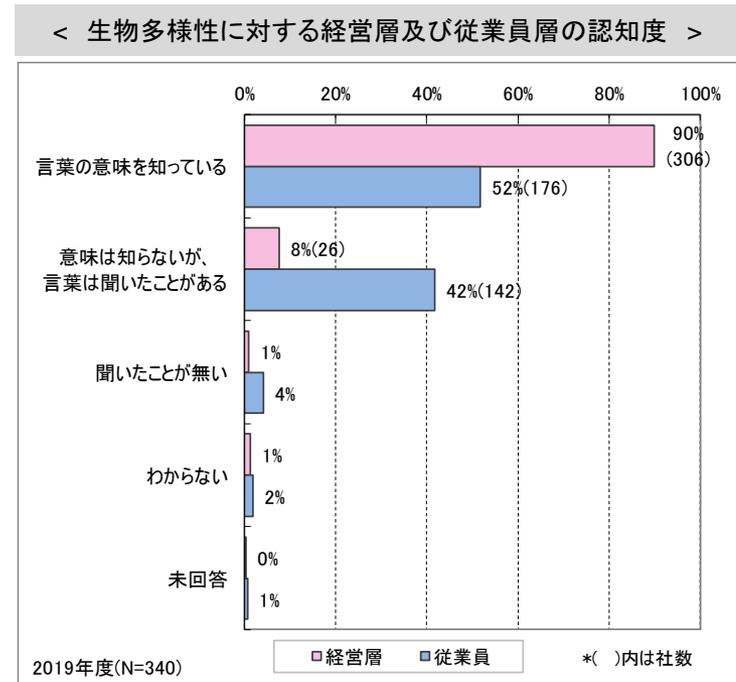
- ① 「経団連生物多様性宣言・行動指針(改定版)」の各企業の経営方針等への盛り込み状況は、「第4条関係:気候変動・資源循環・生物多様性を含めた幅広い環境対策の推進(環境統合型経営の推進)」、「第7条関係:環境教育・人材育成の推進」は8割超と高く、企業の本業と関係する「第3条関係:原料調達・製造・輸送など、事業活動における配慮」、「第2条関係:事業活動と生物多様性との関係把握」も、それぞれ77%、64%と高い。〔問5〕
- ② 経営層の「生物多様性」の認知度は9割と高い(〔問1])ものの、生物多様性に関し、経営層が自らの言葉で社内外に発信している企業は46%(157社)、ステークホルダーと対話している企業は44%(149社)に留まっている。〔問6〕
- ③ 生物多様性への影響の把握・分析・評価を行う範囲について、「本社の事業活動」とした企業が57%(192社)、「グループ企業」が43%(146社)、「サプライチェーン」は24%(81社)である。より多くの企業の対応と範囲の拡大が期待される。〔問6〕
- ④ 生物多様性の取組みに関し、定性目標、定量目標のいずれかの目標を設定している企業は55%(188社)。定性評価、定量評価のいずれかの指標を用いて、事業活動の影響を評価している企業は50%(170社)。〔問6〕
- ⑤ 把握・分析・評価を含め、生物多様性に関する活動を決定する会議体は、社内専門委員会が66%(224社)、ついで、経営会議が22%(76社)、取締役会が11%(36社)。社内専門委員会の責任者は、経営トップと担当取締役を合わせて8割強(184社)であり、企業の経営レベルが関与し、コミットする仕組みの浸透が読み取れる。〔問6〕
- ⑥ 企業が考える「生物多様性主流化」の阻害要因では、「目標・指標の設定、定量化・経済的評価が困難」、「事業の利益に結びつきにくい」、「本業との関連性が低い」、「具体的な手段・施策の策定が困難」が上位を占めた。定量目標に拘らず、留意点を踏まえた定性目標に挑戦することや、SDGsへの貢献等を通じ、企業の持続可能性や企業価値の向上と、事業利益や本業との関連性を高めることなどにより、阻害要因を克服することが期待される。〔問8〕

Ⅲ. 調査結果

1. 「生物多様性」の認知度

問1「生物多様性」という言葉について、(1)貴社の経営層と(2)大多数の従業員の認知度はいかがですか。

1. 9割(306社)の企業経営層が、「生物多様性」という言葉の意味を知っている。
2. 従業員層では、「言葉の意味を知っている」は52%(176社)であるが、「意味は知らないが聞いたことがある」の42%(142社)を合わせると、94%(318社)にのぼる。
3. 内閣府の「環境問題に関する世論調査(*)」における一般の認知度と比べて、企業の生物多様性の認知度は高いといえるものの、今後、従業員層の認知度をさらに高めていく必要がある。



※内閣府の2019年「環境問題に関する世論調査」では、「生物多様性」の「言葉の意味を知っていた」との回答は20%、「聞いたことがある」と合わせた認知度は52%となっている。

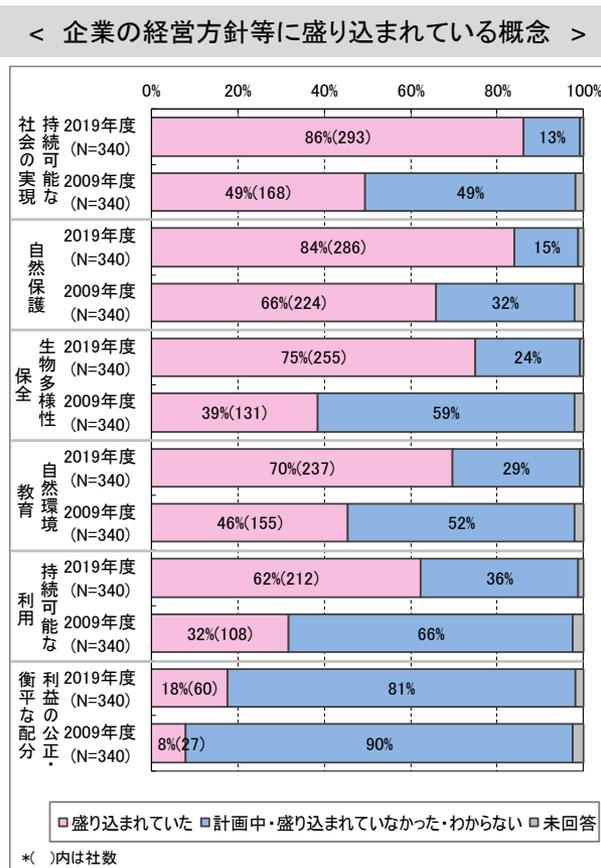
2. 生物多様性等の経営理念・方針等への盛り込み

問2 貴社の経営理念、経営方針、マテリアリティ(サステナビリティ上の重要課題)、サステナビリティ方針や環境方針等に、以下の①～⑥の概念は盛り込まれていますか、または、盛り込む計画はありますか。2009年度当時の状況と併せてお答えください。

- ①自然保護 ②生物多様性保全 ③生物資源の持続可能な利用 ④遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分 ⑤自然環境教育 ⑥持続可能な社会の実現

<2009年度と2019年度との比較>

1. 企業の経営方針等に、「生物多様性保全」の概念を盛り込んでいる企業は75%(255社)と、10年間で1.9倍に増加(124社増)した。
2. その他、「持続可能な利用」が2.0倍の62%(212社)、「持続可能な社会の実現」が1.7倍の86%(293社)、「自然環境教育」が1.5倍の70%(237社)、「自然保護」は1.3倍の84%(286社)となった。
3. 上記の伸びを梃として、今後、生物多様性の主流化のさらなる浸透と、その他の環境・サステナビリティの課題を含めた環境統合型経営の進展が期待される。



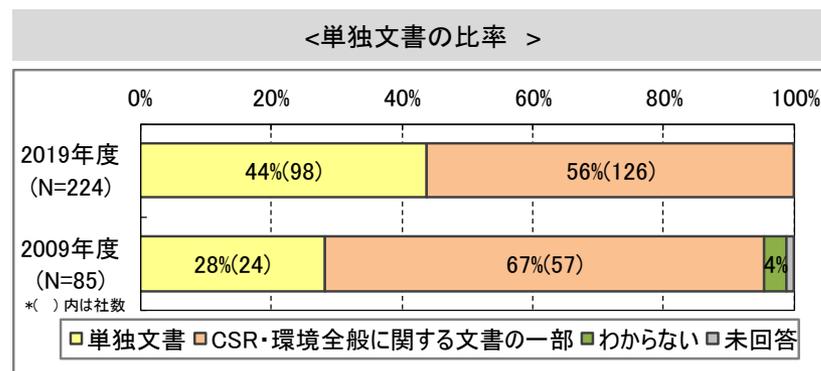
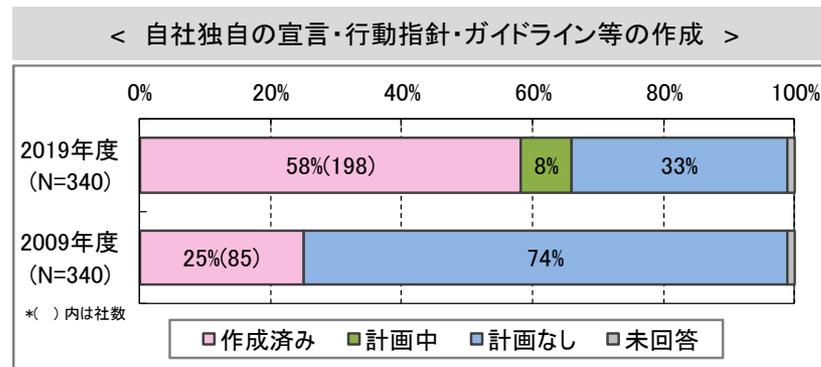
3. 宣言・行動指針・ガイドライン等の作成状況

問3 (1) 貴社独自の「生物多様性宣言」や生物多様性に関する「行動指針」「ガイドライン」等を作成していますか。2009年度当時の状況もお答えください。

(2) 前項で「作成済み」「作成中または、計画あり」を選択した場合、それは生物多様性に関する単独文書でしょうか、それともCSRや環境対策全般・サステナビリティ経営に関する文書の一部でしょうか。

<2009年度と2019年度との比較>

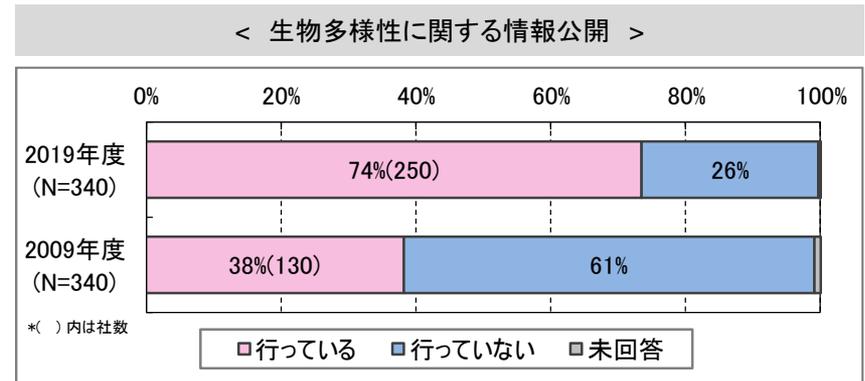
1. 生物多様性に関する宣言や行動指針、ガイドライン等を自社独自で作成している企業は58%(198社)と、10年間で2.3倍に増加(113社増)した。
2. 「作成済み」、「作成中または計画あり」と回答した企業のうち「単独文書」を作成した企業は44%(98社)、「CSR・環境対策全般・サステナビリティ経営に関する文書の一部」と回答した企業は56%(126社)である。10年前と比べて、「単独」で行動指針・ガイドラインを作成している企業の比率が高まった。



4. 情報公開 ①

問4 (1) 貴社では、環境報告書やホームページ等において、生物多様性に関する情報公開を行っていますか。2009年度当時の状況と併せてお答えください。＜2009年度と2019年度との比較＞

1. 生物多様性に関する情報公開を行っている企業は74%(250社)と10年間で1.9倍と、増加が顕著(120社増)である。
2. SDGsやESG経営への関心が強まる中、企業による情報開示の強化が進んでおり、今後も、さらなる情報開示と発信の強化が期待される。



4. 情報公開 ②

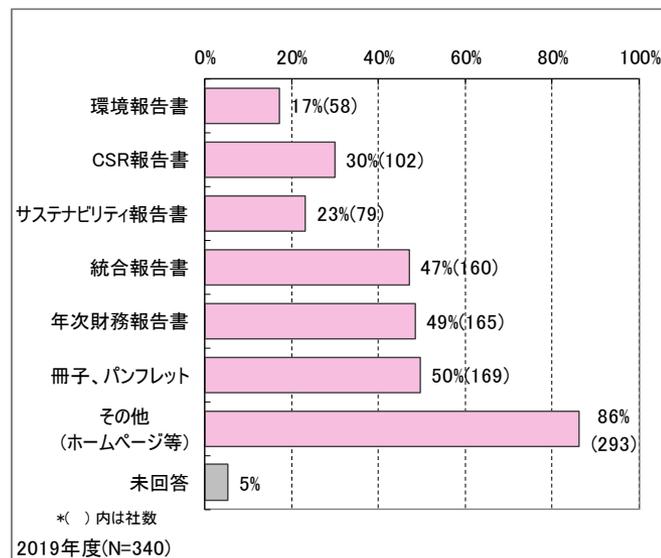
問4 (2) ① 貴社では、環境問題全般や生物多様性に対する考え方や対応等について、どのような媒体で情報を公開していますか。

② また、それぞれの媒体で「環境問題全般」、「生物多様性」それぞれについて記載されていますか。

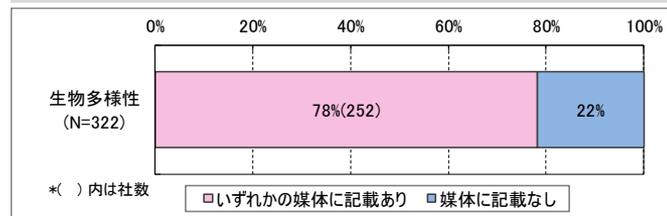
＜2019年度調査の新たな設問＞

1. 環境問題全般や生物多様性に関し情報公開を行っている媒体は、「ホームページ等」が86%(293社)と、最も多い。
2. 次に、約5割の企業が、「冊子・パンフレット」や「統合報告書」、「年次財務報告書」による情報公開を行っている。
3. 何らかの媒体で「生物多様性」に関する情報公開を行っている企業は約8割。

＜環境・生物多様性に関する情報公開に使用している媒体＞



＜上記媒体での生物多様性に関する情報公開の有無＞



※問4(2)①で情報公開していると回答した企業(322社)

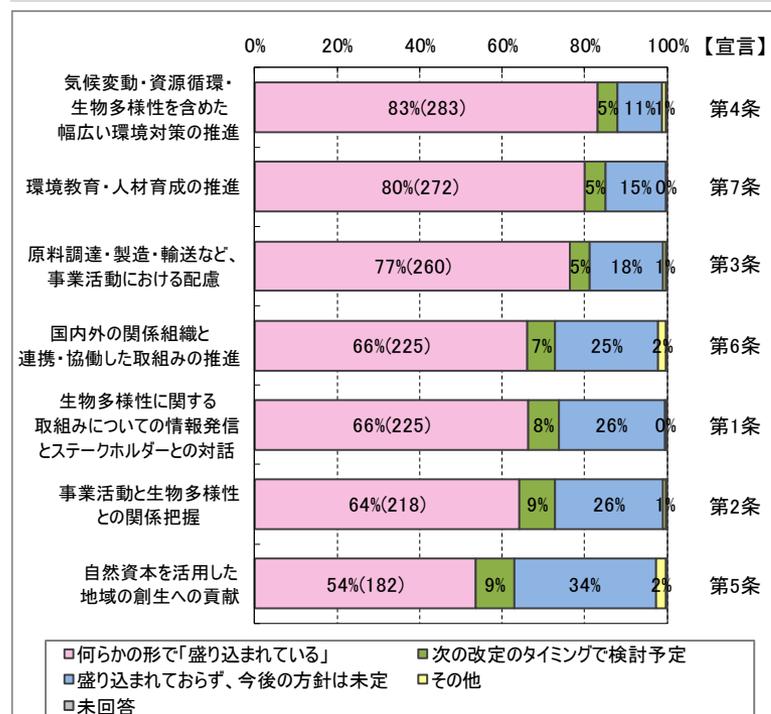
5. 各社の経営方針等への「経団連生物多様性宣言・行動指針(改定版)」の盛り込み状況

問5 貴社の経営理念、経営方針、マテリアリティ、サステナビリティ方針、環境方針や生物多様性に関する宣言・行動指針・ガイドライン等において、以下の趣旨は盛り込まれていますか。

＜2019年度調査の新たな設問＞

1. 企業の経営方針等への「経団連生物多様性宣言(改定版)」の盛り込み状況について、「宣言第4条関係」は83%(283社)、「宣言第7条関係」は80%(272社)の企業が、その趣旨を既に盛り込んでいる。
2. いわゆる「企業の本業」と関係する「宣言第3条関係」と「宣言第2条関係」についても、それぞれ77%、64%と、高い比率で盛り込まれている。
3. 今後、より多くの企業において、自社の方針への盛り込みが徹底され、具体的な取組みが拡大していくことが期待される。

＜ 経団連生物多様性宣言・指針(改定版)の盛り込み状況 ＞



2019年度(N=340) *()内は社数

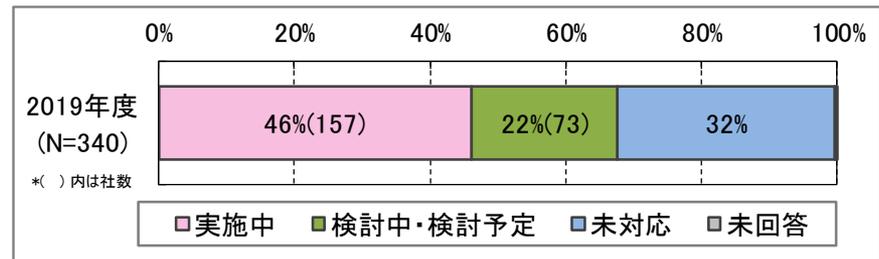
6.(1)「経営者の責務」と「ステークホルダーとの対話」

問6 (1)「経営者の責務」と「ステークホルダーとの対話」に関する、取組み状況はいかがですか。

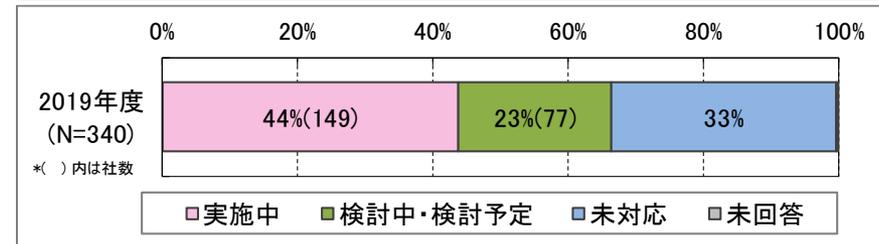
- ① 貴社の経営層は、生物多様性について自らの言葉で社内外に発信していますか。
- ② 貴社の事業活動が生物多様性に及ぼす影響、それに対するアクションとその進捗状況について、ステークホルダーと対話していますか。 <2019年度調査の新たな設問>

1. 生物多様性に関し、経営層が自らの言葉で社内外に発信を行っている企業は46%(157社)。
2. ステークホルダーとの対話を行っている企業は44%(149社)。
3. ただし、「検討中・検討予定」と回答した企業がそれぞれ2割強ある。ESG経営や「環境統合型経営」の推進にあたっては、生物多様性に関しても、経営トップによる自らの言葉での社内外への情報発信とステークホルダーとの対話の拡大・強化が期待される。

< 生物多様性に関し、経営層自らの言葉による社内外への発信 >



< 生物多様性に関し、ステークホルダーとの対話の実施の有無 >

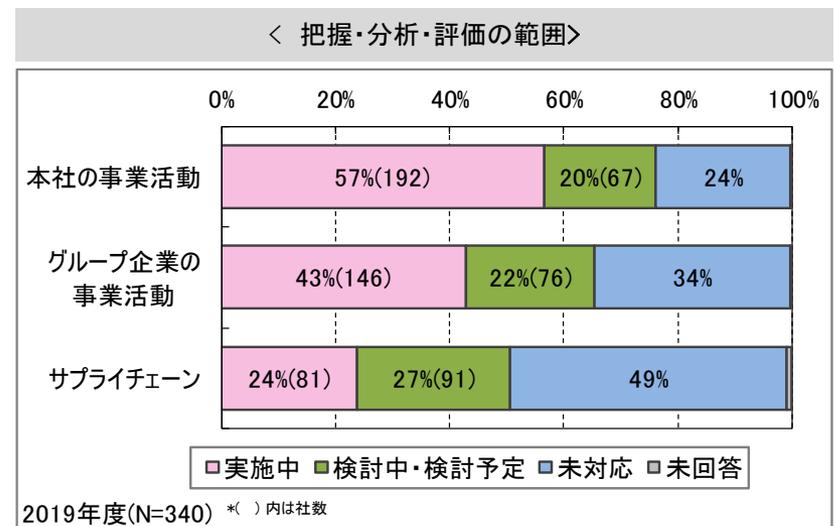


6.(2)把握・分析・評価 ①

問6 (2)貴社の事業活動に伴う生物多様性への影響について、「把握・分析・評価」に関する
 取組み状況はいかがですか。

① 貴社の事業活動に伴う生物多様性への影響の把握・分析・評価をどの範囲で行って
 いますか。 <2019年度調査の新たな設問>

1. 企業が、生物多様性への影響の把握・分析・評価を行っている範囲は「本社の事業活動」が57%(192社)、「グループ企業」が43%(146社)、「サプライチェーン」は24%(81社)。
2. 今後、本社の事業活動の取組み企業がさらに増加するとともに、取組みの範囲がグループ企業の事業活動、さらにはサプライチェーンを含めて拡大されることが期待される。

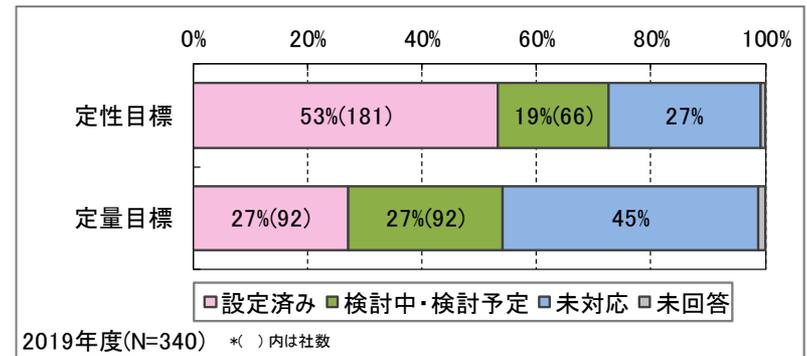


6.(2) 把握・分析・評価 ②

- 問6 (2) ② 貴社の事業活動に関わる生物多様性への取組みにつき、目標の設定状況はいかがですか。
- ③ 貴社の事業活動に伴う生物多様性への影響の把握・分析・評価に際し、設定した指標を用いて実施していますか。

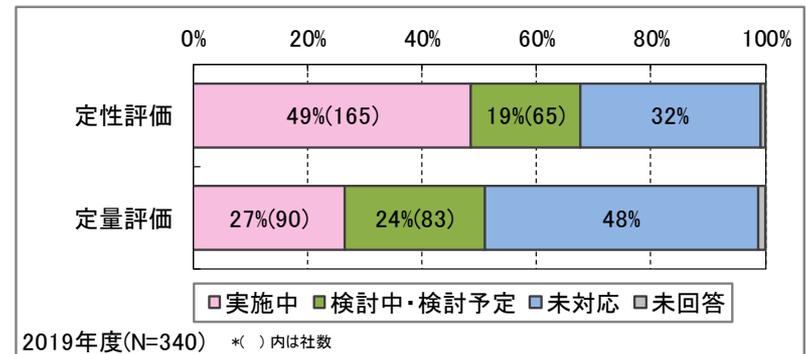
1. 生物多様性に関する取組みに「定性目標」を設定している企業は53%(181社)、「定量目標」を設定している企業は27%(92社)であり、いずれかの目標を設定している企業は55%(188社)。
2. 「定性評価」または「定量評価」の指標を用いて影響を把握・分析・評価している企業は、それぞれ49%(165社)、27%(90社)であり、いずれかの指標を用いて評価している企業は50%(170社)。
3. より多くの企業で、取組みの目標設定が行われるとともに、定性または定量評価が行われることにより、生物多様性の主流化と環境統合型経営が浸透することが期待される。

< 生物多様性の取組みに関する目標の設定状況 >



※ 定性目標、定量目標のいずれかの目標を設定している企業は55%(188社)。

< 生物多様性への影響の把握・分析・評価に関し、指標の活用 >



※ 定性評価、定量評価のいずれかの指標を用いて、事業活動の影響を評価している企業は50%(170社)。

(参考)【定性評価を行う場合の留意点】

1. 「目標」をできるだけ具体的かつ明確に定めること。
2. 目標を達成するために必要となる「要素・条件」(※1)を的確に把握すること。

※1: 計画的な活動を促し、かつ目標を意識した活動を行うために必要。

例えば、資源動員(資金・人材・機材等の投入)およびその期間、他の組織との連携・協働、プロジェクト実施地域における住民の意識改革、行政との合意など。

3. 達成状況の評価を定期的に行うこと。
4. 「達成度を評価する主体」(※2)をあらかじめ明確に定めておくこと。

※2: 例えば、社内の経営会議・委員会、社内外の第三者委員会など。

5. 「評価項目」(※3)と「評価基準」(※4)をあらかじめ明確にすること。

※3: 目標が達成されたかどうかを判断する際に、何をもって判断するかという評価の対象。

例えば、特定の動物の生息状況、特定の植物の生育状況、水質の状況、大気中の特定の成分の状況、特定の活動への参加状況、アンケートなどによる意識改革の状況など。

※4: 評価項目で掲げたそれぞれの評価の対象について、その状況と評価判定の対応関係を示したもの(複数の評価項目がある場合に、総合的な評価を行うための判定基準を含む)。

6. 評価結果の詳細を当事者にフィードバックすると同時に、社外に公表すること。

(注) 上記の言葉の定義はあくまで一例であり、各企業ごとに適切な定義を定めることが可能。

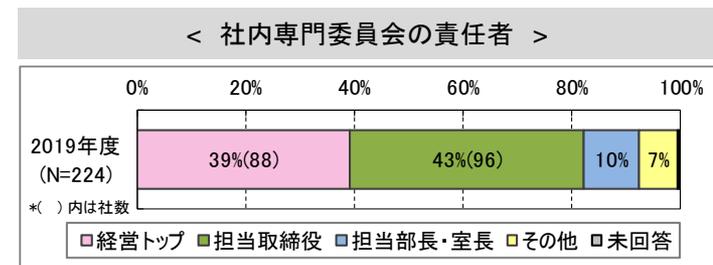
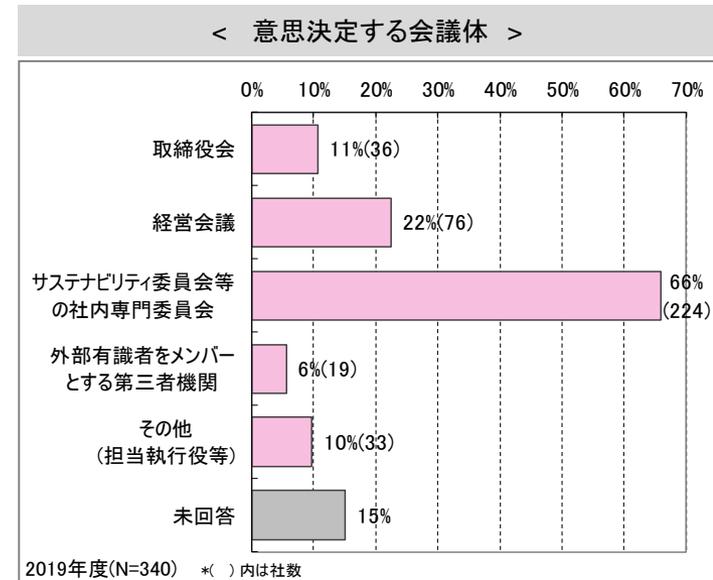
6.(2) 把握・分析・評価 ③

問6 (2) ④-1 貴社の事業活動が生物多様性に及ぼす影響の把握・分析・評価と、それに基づく具体的な活動内容について、どのような会議体で決定していますか。

④-2 サステナビリティ委員会・環境委員会等の社内専門委員会の責任者はどのような役職でしょうか。

<2019年度調査の新たな設問>

1. 生物多様性への影響の把握・分析・評価及び、具体的な活動内容を決定する会議体は、「サステナビリティ委員会等の社内専門委員会」が66%(224社)、経営会議が22%(76社)、取締役会が11%(36社)、外部有識者による第三者機関は6%(19社)。
2. サステナビリティ委員会等の社内委員会の責任者は、「経営トップ」が39%、「担当取締役」が43%で、合わせると8割強(184社)。
3. 生物多様性の取組みに、企業の経営レベルが関与し、コミットする仕組みが浸透していることが読み取れる。



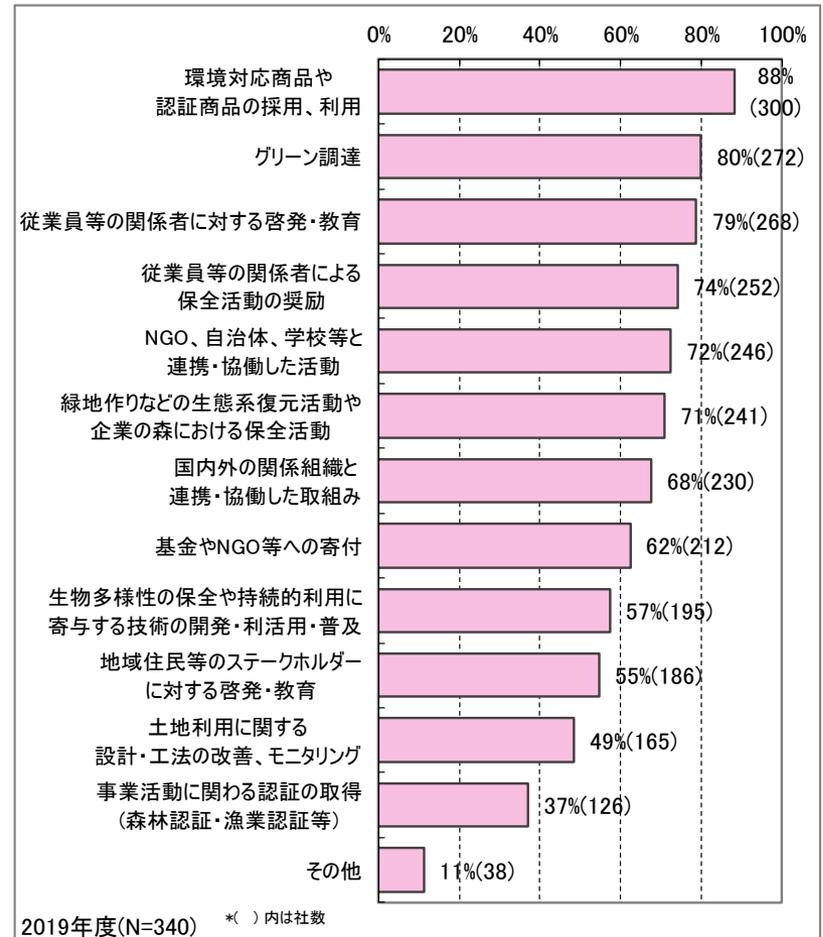
※問6 (2) ④で「サステナビリティ委員会等の社内専門委員会」と回答した企業のみ回答

6.(3) 具体的取組み

問6 (3)以下の具体的な取組み・活動の項目について、貴社の取組み状況はいかがですか。

1. 生物多様性と関連する具体的取組みとして、「環境対応商品や認証商品の採用、利用」や「グリーン調達」、「従業員等の関係者に対する啓発・教育」について、それぞれ8～9割の企業で実施されている。
2. 総じて、日本企業は、多岐にわたる分野で、愛知目標の達成に貢献する様々な取組みを自発的かつ着実に実施している。生物多様性に資する取組みの必要性が、多くの日本企業に幅広く浸透している様子が伺える。

< 生物多様性に関連する企業の具体的取組みの状況 >



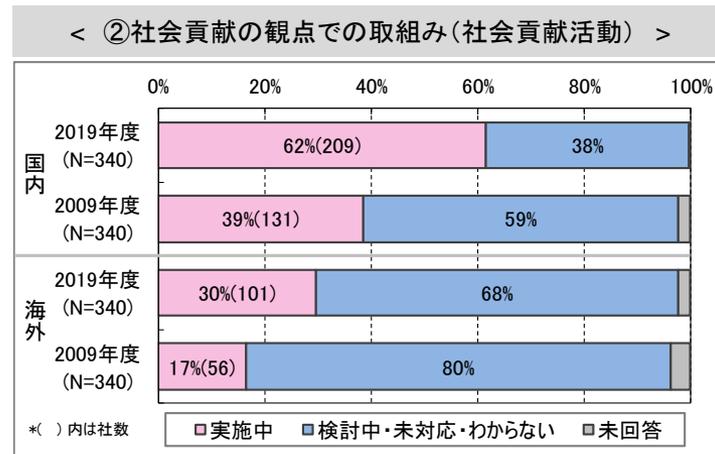
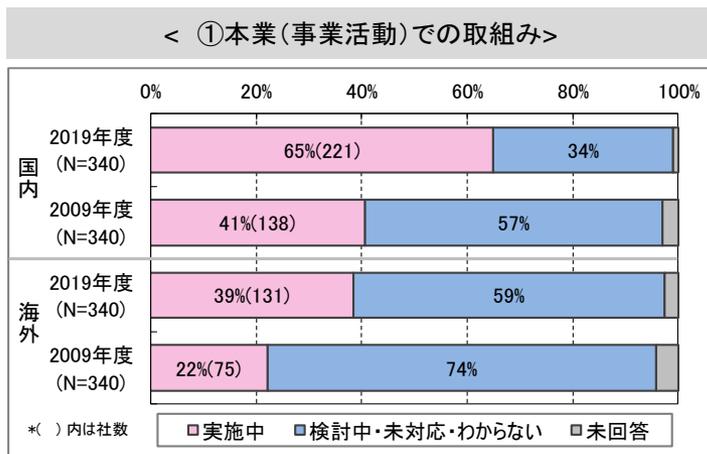
7. 資源動員(資金・人的資源等の投下)

問7 2019年と2009年当時、日本国内および海外において、生物多様性保全に関わる活動に「資源動員(資金・人的資源等の投下)」を実施または検討をしていますか。(いましたか。)

- ① 事業活動に伴い発生する生物多様性への負荷の低減・抑制のための取組み(「本業での取組み」)
- ② 財団・基金への資金支援等、社会貢献の観点から行う生物多様性保全に関する取組み(「社会貢献活動」)

<2019年度調査の新たな設問>

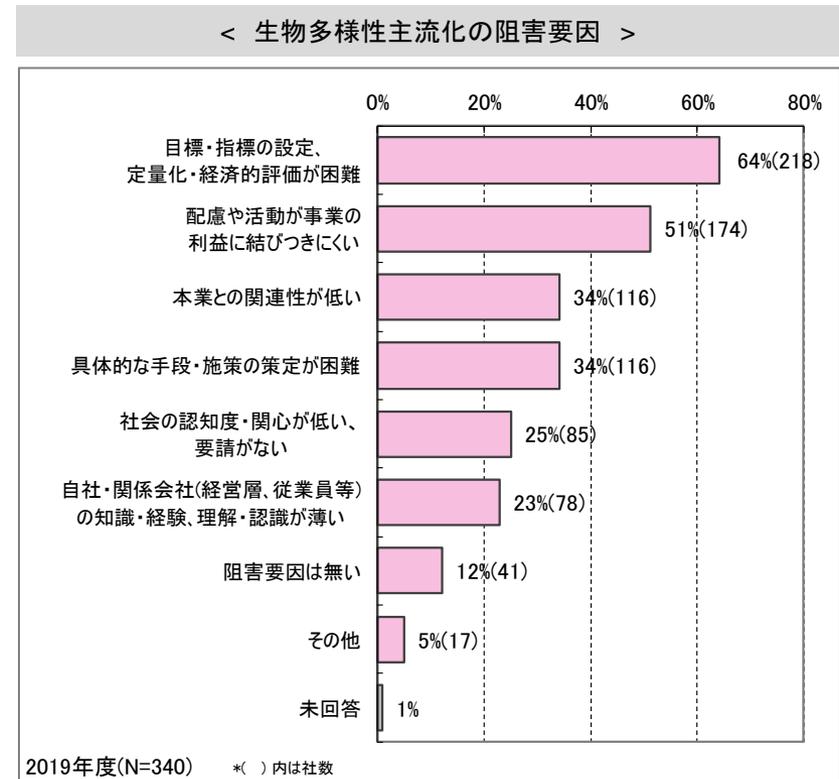
1. 生物多様性保全活動への資源動員が、国内においては、①本業での取組みと②社会貢献活動の双方で、6割超の企業で実施されており、この10年間でそれぞれ1.6倍に増加した。とりわけ、①本業での取組みは、国内で65%(221社)と②社会貢献活動を上回り、10年間で、60%ポイント(83社)増加した。
2. 海外については、①本業での取組みが39%、②社会貢献活動が30%と、10年前より増加しているものの、国内に比して低い水準にある。
3. 今後、国内・海外を問わず、より一層の拡大・強化が期待される。



8. 生物多様性主流化の阻害要因

問8 生物多様性の主流化を進めるうえで、阻害要因となっているものはありますか。〔複数回答〕

1. 企業が考える生物多様性主流化の阻害要因は、「目標・指標の設定、定量化・経済的評価が困難」が64%(218社)、「配慮や活動が事業の利益に結びつきにくい」が51%(174社)、「本業との関連性が低い」が34%(116社)である。
2. 以下の取組み等を通じて、阻害要因の克服が期待される。
 - ①15ページの留意点を踏まえ、定量目標に拘らずに定性目標に挑戦する
 - ②SDGsへの貢献等を通じた企業の持続可能性や企業価値の向上と、事業利益や本業との関連性を捉える



9. 各社が行っている具体的な活動事例

問9 貴社が行っている具体的な活動のうち、特にアピールしたい取組みや、力を入れている取組みがございましたらご記入下さい。〔1企業5活動以内〕

1. 2019年度は、**241社より710件の具体的な活動事例**が寄せられた。
※ 2018年度調査:218社(603件)、2017年度調査:197社(551件)
⇒ **【別冊 生物多様性に関する活動事例集】参照**
2. 「経団連生物多様性宣言・行動指針」や「生物多様性民間参画パートナーシップ・行動指針」で掲げた多様な取組みが、全ての業種の企業において、着実に実践されている状況が確認できる。
3. 企業の生物多様性への取組みは、SDGsの該当目標に強い関連をもつとともに、SDGsの複数のゴールへの貢献につながっていることが確認された。
4. 愛知目標達成に向けたラストスパートとして、また、SDGsの達成目標年である2030年に向け、日本企業による10年間の取組みと、先進的な活動事例を共有、企業における取組みを充実・強化していくとともに、自主的取組みの一層の深化と、取組主体の更なる裾野拡大が重要。

10. 生物多様性活動事例とSDGsへの貢献 ①

回答企業から寄せられた生物多様性に関する活動事例から、SDGsの該当目標を調査・集計したところ、関連が多かった目標は以下の通り。



- ① 目標15 「陸の豊かさを守ろう」(531件←^{2019年度}456件)
- ② 目標13 「気候変動に具体的な対策を」(297件←230件)
- ③ 目標17 「パートナーシップで目標を達成しよう」(268件←184件)
- ④ 目標14 「海の豊かさを守ろう」(188件←162件)
- ⑤ 目標12 「つくる責任つかう責任」(168件←149件)
- ※ 順位は昨年と同じ結果となった。

※17の目標毎の主な活動と件数は以下の通り。



【1】 貧困をなくそう(24件)

- ・途上国における森林保全 & 経済自立を支援する総合森林農業システム
- ・開発途上国の原材料フェアトレード仕組み作り
- ・途上国におけるマングローブ保全 & 植林
- ・パーム油課題への取組み
- ・認証農園産製品の提供
- ・森林保全とカカオ農業拡大



【2】 飢餓をゼロに(34件)

- ・生物多様性含むGAP認証の実施
- ・途上国における農業資材の開発・農作物生産性向上・環境保全型農業への展開
- ・金融商品・サービス提供
- ・途上国におけるマングローブ林保全 & 植林
- ・酵母細胞壁農業資材での環境保全型農業協力

10. 生物多様性活動事例とSDGsへの貢献 ②



- 【3】 すべての人に健康と福祉を(40件)**
- ・生物多様性、自然環境コンサルティング
 - ・生態系サービスの技術開発
 - ・環境貢献製品の市場拡大・創出
 - ・環境アセスメント実施
 - ・紙おむつ再資源化技術開発
 - ・社員向けエコツアー、河川敷清掃



- 【4】 質の高い教育をみんなに(153件)**
- ・湿地保全、希少種保護・外来種駆除、気候変動対策
 - ・再生可能エネルギー活用での環境教育
 - ・子供向け夏季環境教室
 - ・シンポジウム「企業が語るいきものがたり」
 - ・環境NPOでインターシップ、市民向け環境公開講座
 - ・役職員のeco検定取得・e-learning、現地学習



- 【5】 ジェンダー平等を実現しよう(15件)**
- ・森林認証取得と森林認証製品の製造販売
 - ・経済的自立支援の総合森林農業システム
 - ・森林保護・再生・地域支援基金設立・活動
 - ・基金付製品販売で有機農法へ転換支援・就学・奨学支援



- 【6】 安全な水とトイレを世界中に(100件)**
- ・途上国における森林保全 & 植林
 - ・途上国におけるマングローブ保全 & 植林
 - ・NGO等の実施するプロジェクト支援
 - ・湿原の生態系保全活動
 - ・世界愛鳥基金(水田・湿原)
 - ・グループ全体で水辺生物多様性保全取組み



- 【7】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに(79件)**
- ・再生エネルギーの活用
 - ・気候変動対策への取組み
 - ・NGO等の実施するプロジェクト支援
 - ・エコロジカルフットプリント
 - ・太陽光発電とビオトープ整備



- 【8】 働きがいも経済成長も(31件)**
- ・バイオ技術の活用による製品開発・供給
 - ・フェアトレード仕入れ調達による製品供給
 - ・地域財活用ソリューション事業展開
 - ・事業で排出CO2のカーボン・オフセット
 - ・地球サステナビリティ貢献のMOS指標導入



- 【9】 産業と技術革新の基盤をつくろう(42件)**
- ・バイオ技術の活用による製品開発・供給
 - ・IoT・ICT活用で地域問題解決・共創取組み
 - ・酵母技術を利用した農業資材開発
 - ・緑化事業・里山再生のコンサルティング
 - ・自社・グループ「環境貢献製品」を認定・公表



- 【10】 人や国の不平等をなくそう(17件)**
- ・パーム油課題への取組み
 - ・マングローブ植林
 - ・森林認証取得
 - ・農園認証取得のトレーニング
 - ・持続可能な調達(コーヒー)
 - ・CSR基金(マッチングギフト)

10. 生物多様性活動事例とSDGsへの貢献 ③



- 【11】 住み続けられるまちづくりを(152件)**
- ・国内における都市の緑化
 - ・森林保全&植林
 - ・NGO等が実施するプロジェクト支援
 - ・生物多様性保全向け高層ビル外構緑地整備
 - ・建設現場での植樹・稚魚放流
 - ・クラウドサービ動植物データベース管理システム開発



- 【12】 つくる責任つかう責任(168件)**
- ・資源循環対策・鉱山跡地森林整備
 - ・事業で省資源・保護、廃棄物制限、プラスチック製品使用削減
 - ・グリーン調達の推進・利用拡大
 - ・FSCなど認証制度商品の活用&販売
 - ・天然水の森整備活動



- 【13】 気候変動に具体的な対策を(297件)**
- ・国内外の森林やマングローブ保全・植林
 - ・緑地保全活動・SEGES/ABINC認証取得
 - ・都市の緑化活動
 - ・再生可能エネルギーの活用
 - ・資源循環対策、環境教育&啓発
 - ・NGO等が実施するプロジェクト支援



- 【14】 海の豊かさを守ろう(188件)**
- ・海外浸食抑制マングローブ保全&植林
 - ・海域における希少種の保護、資源循環対策
 - ・生物多様性保全活動(外来種の駆除他)
 - ・サンゴ礁保全プロジェクト・サンゴ再生技術
 - ・ウミガメ保護活動、ウェルカメクリーン作戦
 - ・鉄分供給による海の森づくり・藻場の造成



- 【15】 陸の豊かさを守ろう(531件)**
- ・森林・里山保全プロジェクト
 - ・国内外での湿地保全やビオトープ
 - ・陸域での希少種の保護、外来種の駆除
 - ・谷津田再生・無農薬米作り
 - ・生物多様性保護林整備
 - ・資源循環対策、環境教育&啓発
 - ・FSCなど認証制度商品の活用&販売



- 【16】 平和と公正をすべての人に(18件)**
- ・開発途上国の原材料に関するフェアトレード仕組み作り
 - ・森林認証取得と森林認証製品の製造販売
 - ・ナショナルトラスト活動支援
 - ・基金付製品販売で有機農法へ転換支援・就学・奨学支援



- 【17】 パートナリシップで目標を達成しよう(268件)**
- ・NGO等の実施するプロジェクト支援
 - ・植林・環境保全活動への参加
 - ・動植物園と連携・絶滅動植物プロジェクトHP公開
 - ・社員、グループ企業社員・家族のボランティア
 - ・自治体のモデルフォレスト運動協賛・活動参加
 - ・大学と連携、津波被害農地向け除塩肥料開発

【参考】「愛知目標」の策定と生物多様性主流化の推進

- 2010年に名古屋で開催されたCBD・COP10(生物多様性条約第10回締約国会議)において、2050年までに「自然と共生する世界の実現」、2020年までに「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施すること」を掲げる「愛知目標」が採択された。
- 経団連は、「生物多様性の主流化」の推進を中心に様々な取組みを展開。

経団連生物多様性宣言（初版 2009年3月）

「経団連自然保護宣言」（2003年）に掲げた取組みを進化させる形で、2009年3月に策定。本宣言の普及を通じて、企業に対し、生物多様性に関する自主的取組みの推進を目指す。

生物多様性民間参画パートナーシップ （2010年10月～）

経団連は、日本商工会議所および経済同友会とともに、事業者、経済団体、NGO・NPO、研究者、政府・自治体等が参画し、情報や経験の共有を図る組織を発足。2019年4月現在、500を超える団体・企業が参加。

国連生物多様性の10年日本委員会UNDB-J) （2011年9月～）

生物多様性の主流化に貢献するため、国、自治体、事業者、国民および民間団体など国内のマルチステークホルダーの参画と連携を促進するため、環境省が中心となり設立。委員長には経団連会長が就任し、経団連自然保護協議会も参画。



【写真】冒頭あいさつを行う中西会長(左は中川環境相[当時])
国連生物多様性の10年委員会第8回会合(2018年6月21日)

〔参考〕「ポスト愛知目標」に向けた国際的な動向 ①

- CBD・COP14での閣僚級宣言「シャルム・エル・シェイク宣言」(2018年11月)
 - IPBES「生物多様性・生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告」(2019年5月)
 - G7 メッス環境大臣会合「G7生物多様性憲章」(2019年5月)
- 各ステークホルダーによるコミットメントを求める動きが国際的に強まる見通し

シャルムエルシェイク宣言（閣僚級宣言）の概要

1. 生物多様性の主流化
愛知目標の達成には、エネルギー、製造業等の分野における生物多様性の主流化は不可欠。企業による生物多様性への影響評価の促進、経済分野における生物多様性の主流化のためのインセンティブの創出等が必要。
2. 生物多様性戦略計画2011-2020(愛知目標)およびさらなる行動
COP決定の実施等を通じて愛知目標の達成に向けた努力を加速化させる。長期目標(2050ビジョン)の達成に向けて、COP15(2020年)以前に締約国等による任意的な貢献を促進することが必要。

IPBES（生物多様性版IPCC）地球規模アセスメントの概要

1. 自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去50年の間に加速している。自然環境は世界的に劣化。
① 直接的な要因は、大きい順に①陸と海の利用の変化、②生物の直接的採取、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入。
② これらの直接的な要因は、①生産・消費パターン、②人口動態、③貿易、④技術革新、⑤地域から世界的な規模でのガバナンスなどの間接的要因の影響を受けている。
2. このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されない。しかし、経済・社会・政治・科学技術における横断的な社会変容(transformative change)により、2030年そしてそれ以降の目標を達成できる可能性がある。

G7生物多様性憲章の概要

1. 生物多様性の損失を止め、生物多様性を尊重し、保全し、回復し、賢明に利用する努力を加速する。
そのために、現在の生物多様性戦略、方針及び行動計画を強化改善し、その実行水準を上げ、また個々や共同での速やかな生物多様性の行動のための新規の意欲的で実現可能なコミットメントを行う。
2. 他の主体やステークホルダーの参画を奨励する。
我々は、ステークホルダーが生物多様性に関するコミットメントを自主的に作成し、採択し、実施し、点検し、必要に応じた更新をすることを奨励する。

〔参考〕「ポスト愛知目標」に向けた国際的な動向 ②

- 愛知目標の最終年である2020年に、中国が議長国となりCBD・COP15を10月に昆明で開催し、「ポスト愛知目標」を採択する予定。
- IUCN(国際自然保護連合)は、4年に一度の総会を、2020年6月にマルセイユで開催予定。
- 各ステークホルダーがコミットメントを打ち出す国際的な流れの中で、経団連・経団連自然保護協議会は、2018年に「経団連生物多様性宣言・行動指針(改定版)」を公表済み。今後さらに、日本企業の顔がみえる形で本宣言をアピールする予定。

6月 IUCN総会 (マルセイユ)

- ①自然保護と持続可能な開発を推進するための科学、政策、実践活動に関する世界最大のナレッジ・マーケット。
- ②ランドスケープ、淡水保全、気候変動緩和と適応、経済および金融システムの活用等が議題。

10月 CBD・COP15 (昆明)

- ①テーマは「生態文明:地球生命共同体の共同建設(Ecological Civilization: Building a Shared Future for All Life on Earth)」。
- ②COP15において「ポスト愛知目標」を採択予定。

「経団連生物多様性宣言・行動指針(改定版)」をベースに
日本経済界・企業の自主的・積極的な取組みの表明